

議案第 3 号

茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

茂原市奨学資金貸付条例施行規則（昭和48年茂原市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式(第 2 条)

奨学資金貸付申請書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学資金の貸付けを受けたいので、確認事項を承認し同意のうえ、茂原市奨学資金貸付条例第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

(確認事項)

- ・裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」の内容を理解し、遵守すること。
- ・この申請から奨学資金の返済が終了するまで、教育委員会が奨学資金貸付に関わる事項の公簿の閲覧(住民基本台帳、課税台帳等)、学校又は勤務先に照会すること。
- ・連帯保証人は、裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」に従い、

民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により、申請者と連帯して奨学資金の債務を負担すること。

申請者 千 一
住 所
電話番号 ()
ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日(満 歳)

連帯保証人 千 一
住 所
(保護者) 電話番号 ()
ふりがな
氏 名 実印
生年月日 年 月 日(満 歳)

連帯保証人 千 一
住 所
(保護者以外) 電話番号 ()
ふりがな
氏 名 実印
生年月日 年 月 日(満 歳)

申請者との続柄

※申請者が未成年の場合は、保護者が上記申請者の奨学資金貸付の申請に同意のうえ、両親(いずれかがいないときは一人)又は後見人等が、自署してください。

保 護 者 住 所
(父・後見人その他) 氏 名

保 護 者 住 所
(母・後見人その他) 氏 名

奨学資金 貸付 申請額	修学費	月額		円	年	月から		
	就学支度費	(入学時のみ)		円	年	月まで		
入学・在 学校の名 称等	国	大学		科				
	公立	専修学校						
	私	高等専門学校		課程				
	入学予定		・ 第 学年	昼間	・ 夜間	・ 通信		
	所在地	〒		—	電話	()		
学費の 内訳	入学金	円	通学 区分	自宅通学				
	授業料	円		・				
	その他(教材費等)	円		自宅外通学				
学歴	年 月		立	高等学校卒業(見込み)				
申請理由	(具体的に記入してください。)							
家族構成(申請者は除く。)	就学者以外の者	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先名	本市奨学資金利用状況	
							有・無	
							有・無	
							有・無	
							有・無	
	就学者	続柄	氏名	年齢	学年	在学学校名	通学区分	本市奨学資金利用状況
							自宅・ 自宅外	有・無
							自宅・ 自宅外	有・無
							自宅・ 自宅外	有・無
							自宅・ 自宅外	有・無

						自宅・ 自宅外	有・無	
						自宅・ 自宅外	有・無	
連 帯 保 証 人	保 護 者			保 護 者 以 外				
	氏 名							
	勤 務 先 住 所	〒 ー			〒 ー			
	勤 務 先 名 称	電話 ()			電話 ()			
	備 考							

※他の奨学金制度の申請状況

独立行政法人日本学生支援機構	借受け中 ・ 決定済み ・ 申請中 ・ 申請予定 ・ 利用しない
借受け中・決定済みのときの種類	第一種奨学金(無利子) ・ 第二種奨学金(有利 子) ・ 併用
その他 ()	借受け中 ・ 決定済み ・ 申請中 ・ 申請予定 ・ 利用しない

(茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について)

用語の意義

- (1) 奨学資金 茂原市奨学資金貸付条例の定めるところにより貸し付ける学資をいう。
- (2) 奨学生 奨学資金の貸付けを受ける者をいう。

- (3) 借受人 奨学資金の貸付けが終了した者をいう。
- (4) 保護者 未成年の場合にあつては親権を行う者、後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいい、成年の場合にあつては父母又はこれらに準ずる者をいう。
- (5) 連帯保証人 民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により奨学生又は借受人と連帯して奨学資金返済の債務を負担する者をいう。

届出に関わる事項

(誓約書の提出) 茂原市奨学資金貸付条例施行規則(以下「施行規則」という。)第5条
奨学資金の貸付けの決定を受けた者は、誓約書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(奨学資金受領書の提出) 施行規則第5条の3

奨学資金は、毎年5月(上半期分)と9月(下半期分)の末日までに、6か月分ずつ茂原市指定金融機関である千葉銀行の奨学生名義の口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)に振り込む。奨学生は、奨学資金を受領したときは、奨学資金受領書をその都度教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(届出の義務) 茂原市奨学資金貸付条例(以下「条例」という。)第10条

施行規則第7条、第13条の2

奨学生又は借受人は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 奨学資金の貸付けを辞退しようとするとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 長期欠席(引き続き1月以上の欠席をいう。)したとき。
- (6) 転学したとき。
- (7) 氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。

(8) (3)、(4)、(5)の届出をした者で、当該各号の事由がなくなったとき。

(9) 連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項を変更したとき。

(10) 連帯保証人を変更したとき。

(現況報告書の提出) 施行規則第15条

奨学生は、奨学資金の貸付けを受けている間は、現況報告書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(借用証書の提出) 施行規則第8条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了したときは、奨学資金借用証書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(死亡の届出) 施行規則第14条

奨学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は直ちに教育委員会に届け出なければならない。

返済に関わる事項

(返済) 条例第15条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了した月の6か月後から在学中貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間内に借り受けた奨学資金の全額を月賦又は半年賦で返済しなければならない。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返済することができる。

貸付と同様、千葉銀行各支店口座（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）を使用し、口座振替により返済すること。

(利子) 条例第17条、施行規則第11条

奨学資金には利子は付けない（無利子）。

ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例(昭和47年茂原市条例第52号)の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

年の延滞金の利率

- ・納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間 . . . 年 %
- ・納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間 . . . 年 %

(法的回収手続き)

返済期日までに返済がなかった場合は、教育委員会は督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行使する。

別記第3号様式中

「

奨学生 住所
氏名 印

※奨学生が未成年の場合

保護者 住所
(父・後見人その他) 氏名 印

保護者 住所
(母・後見人その他) 氏名 印

」を

「

奨学生 住所
氏名

※奨学生が未成年の場合

保護者 住所
(父・後見人その他) 氏名

保護者 住所
(母・後見人その他) 氏名

」に

改める。

別記第3号の2様式及び第4号様式中「印」を削る。

別記第11号様式中「印」を削る。

別記第12号の2様式中

「

奨学生	住所		
	電話番号	()	
	氏名		印

」を

「

奨学生	住所		
	電話番号	()	
	氏名		

」に、

「

※奨学生が未成年の場合

上記の変更申請について保護者として同意します。

保護者	住所		
(父・後見人その他)	氏名		印

保護者	住所		
(母・後見人その他)	氏名		印

」を

「

※奨学生が未成年の場合

上記の変更申請について保護者として同意します。

保護者	住所		
(父・後見人その他)	氏名		

保護者	住所		
(母・後見人その他)	氏名		

」に

改める。

別記第13号様式中

「

借受人	〒	—
-----	---	---

住 所
電話番号 ()
ふりがな
氏 名 印
生年月日 年 月 日
進学先又は勤務先
電話番号 ()

※借受人が未成年の場合

保 護 者 住 所
(父・後見人その他) 氏 名 印
保 護 者 住 所
(母・後見人その他) 氏 名 印

」を

「

借 受 人 千 一
住 所
電話番号 ()
ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日
進学先又は勤務先
電話番号 ()

※借受人が未成年の場合

保 護 者 住 所
(父・後見人その他) 氏 名
保 護 者 住 所
(母・後見人その他) 氏 名

」に

改める。

別記第14号から第15号様式中「印」を削る。

別記第17号様式中「印」を削る。

別記第20号様式を次のように改める。

第20号様式(第13条の2)

連帯保証人変更届

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

奨学生又は借受人 住 所
電話番号 ()
氏 名

連帯保証人を変更しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

決 定 番 号		第 一 号	
区 分		変更前	変更後
連 帯 保 証 人 (保 護 者)	ふりがな		
	氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号	()	()
	生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生 (満 歳)
	勤務先住所		〒 -
	電 話 番 号		()
	勤務先名称		

	変更年月日	年 月 日		
	変更の理由			
連 帯 保 証 人 （ 保 護 者 以 外 ）	ふりがな			
	氏名			
	住所			
	電話番号	()	()	
	生年月日	年 月 日生	年 月 日生 (満 歳)	
	勤務先住所		〒 -	
	電話番号		()	
	勤務先名称			
	奨学生又は借受人との続柄			
	変更年月日	年 月 日		
	変更の理由			

茂原市奨学資金貸付・返済内容

決 定 番 号	第 一 号
奨学生又は借受人氏名	

(貸付内容)

種 類	修 学 費	就学支度費
貸 付 金 額	月 額 円	円
貸 付 期 間	年 月 から 年 月 まで	

(返済内容)

貸付けを受けた額	円
----------	---

返 済 期 間	年 月から 年 月まで
返 済 方 法	月賦 ・ 半年賦 ・ 一括
返 済 済 み 額	円
返 済 残 額	円

私は、上記奨学生(借受人)の連帯保証人として、民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により、借受人と連帯して奨学資金の債務を負担することを保証します。

この申請から奨学資金の返済が終了するまで、教育委員会が奨学資金貸付に関わる事項の公簿の閲覧(住民基本台帳、課税台帳等)、勤務先に照会することに同意します。

また、裏面「茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について」の内容を理解し、遵守します。

署 名 日 年 月 日
連帯保証人 住 所
(保護者) 氏 名 実印

署 名 日 年 月 日
連帯保証人 住 所
(保護者以外) 氏 名 実印

(添付書類)

変更後の連帯保証人 連帯保証人の住民票抄本(本籍記載のもの)

連帯保証人の印鑑登録証明書

連帯保証人の収入を証する書類

変更がない連帯保証人 すでに提出済みの印鑑登録証明書に変更のある場合は、新しい印鑑登録証明書を添付してください。

(茂原市奨学資金貸付金に関わる届出・返済等について)

用語の意義

- (1)奨学資金 茂原市奨学資金貸付条例の定めるところにより貸し付ける学資をいう。
- (2)奨学生 奨学資金の貸付けを受ける者をいう。
- (3)借受人 奨学資金の貸付けが終了した者をいう。
- (4)保護者 未成年の場合にあつては親権を行う者、後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいい、成年の場合にあつては父母又はこれらに準ずる者をいう。
- (5)連帯保証人 民法(明治29年法律第89号)第454条の規定により奨学生又は借受人と連帯して奨学資金返済の債務を負担する者をいう。

届出に関わる事項

(誓約書の提出) 茂原市奨学資金貸付条例施行規則(以下「施行規則」という。)第5条
奨学資金の貸付けの決定を受けた者は、誓約書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(奨学資金受領書の提出) 施行規則第5条の3

奨学資金は、毎年5月(上半期分)と9月(下半期分)の中旬までに、6か月分ずつ茂原市指定金融機関である奨学生名義の千葉銀行各支店口座(ただし、インターネット支店、海外支店等を除く)に振り込む。奨学生は、奨学資金を受領したときは、奨学資金受領書をその都度教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(届出の義務) 茂原市奨学資金貸付条例(以下「条例」という。)第10条

施行規則第7条、第13条の2

奨学生又は借受人は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 奨学資金の貸付けを辞退しようとするとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) 休学したとき。

- (5) 長期欠席（引き続き1月以上の欠席をいう。）したとき。
- (6) 転学したとき。
- (7) 氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。
- (8) (3)、(4)、(5)の届出をした者で、当該各号の事由がなくなったとき。
- (9) 連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項を変更したとき。
- (10) 連帯保証人を変更したとき。

(現況報告書の提出) 施行規則第15条

奨学生は、奨学資金の貸付けを受けている間は、現況報告書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(借用証書の提出) 施行規則第8条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了したときは、奨学資金借用証書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出しなければならない。

(死亡の届出) 施行規則第14条

奨学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は直ちに教育委員会に届け出なければならない。

返済に関わる事項

(返済) 条例第15条

借受人は、奨学資金の貸付けが終了した月の6か月後から在学中貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間内に借り受けた奨学資金の全額を月賦又は半年賦で返済しなければならない。ただし、その全額又は一部を繰り上げて返済することができる。

貸付と同様、千葉銀行各支店口座（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）を使用し、口座振替により返済すること。

(利子) 条例第17条、施行規則第11条

奨学資金には利子は付けない（無利子）。

ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの

期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例(昭和47年茂原市条例第52号)の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

年の延滞金の利率		
・納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間	・・・年	%
・納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間	・・・年	%

(法的回収手続き)

返済期日までに返済がなかった場合は、教育委員会は督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行使する。

別記第21号様式中

「

奨学生又は借受人	住 所	
	電話番号	()
	氏 名	印

」を

「

奨学生又は借受人	住 所	
	電話番号	()
	氏 名	

」に、

「

連帯保証人	住 所	
(保護者)	氏 名	(実)印
連帯保証人	住 所	
(保護者以外)	氏 名	(実)印

」を

「

連帯保証人	住 所	
(保護者)	氏 名	実印
連帯保証人	住 所	

(保護者以外) 氏 名

実印

」に

改める。

別記第 2 2 号様式中「印」を削る。

別記第 2 3 号様式中

「

奨学生又は借受人 住 所

電話番号 ()

氏 名

印

」を

「

奨学生又は借受人 住 所

電話番号 ()

氏 名

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

提案理由 行政手続きの簡素化のため、様式の改正をするものです。